

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成14年11月6日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条の規定に基づき、「（仮称）矢向マンション建設計画」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為者

- ・住友不動産株式会社
取締役社長 高島 準司
東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
- ・エスエフ開発有限会社
代表取締役 飯村 忠昭
東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

2 指定開発行為の名称及び種類

（1）名 称

（仮称）矢向マンション建設計画

（2）種 類

高層建築物の新設（第2種行為）
住宅団地の新設（第2種行為）
大規模建築物の新設（第2種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市幸区塚越三丁目451番地

4 指定開発行為の目的及び内容

（1）目 的

共同住宅の建設

（2）内 容

ア 開発区域面積	26,249.8 m ²
イ 土地利用計画	
（ア）住棟	4,098.8 m ²
（イ）緑化地	8,188.0 m ²
（ウ）車路	2,998.7 m ²
（エ）歩行者路、広場	7,217.0 m ²
（オ）ごみ集積所	256.4 m ²

(カ) 立体駐車場	1, 632.0 m ²
(キ) 機械式駐車場	947.0 m ²
(ク) 駐輪場	911.9 m ²

ウ 建築計画

(ア) 構造	RC (鉄筋コンクリート造)
(イ) 階数	地上32階
(ウ) 高さ	99.5 m
(エ) 建築面積	6,668.0 m ²
(オ) 延べ面積	97,276.9 m ²
(カ) 容積対象面積	73,121.6 m ²
(キ) 建ぺい率	25.4%
(ク) 容積率	278.6%

(3) 計画人口 (計画戸数)

2,682人 (894戸)

5 指定開発行為の施行期間

着手予定：平成15年8月

完了予定：平成18年2月

6 条例評価準備書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期間

平成14年11月6日 (水) から平成14年12月20日 (金) まで

(2) 場所

川崎市：川崎区役所，幸区役所，幸区役所日吉出張所，中原区役所及び本庁 (環境評価室)

横浜市：鶴見区役所，神奈川区役所，港北区役所及び本庁 (環境影響審査課)

大田区：矢口特別出張所及び本庁 (環境保全課環境対策係)

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで

(横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで)

ただし，土曜日，日曜日等閉庁日は除きます。